

奈良県立大学地域創造学部副学部長に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、奈良県立大学地域創造学部（以下「学部」という。）の副学部長関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 学部に副学部長を置く。

2 副学部長は2名とし、次の各号に掲げる職務を担当する。

- (1) 教務に関すること
- (2) 入試に関すること

(選考及び任命)

第3条 副学部長の選考は、学部の専任教員のうちから学部長が行う。

2 副学部長の任命は、学部長の申出に基づき学長が行う。

(選考事由及び時期)

第4条 副学部長の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 副学部長の任期が満了するとき。
- (2) 副学部長が辞任を申し出たとき。
- (3) 副学部長が欠けたとき。

2 副学部長の選考は、前項第1号に該当する場合には任期満了の3か月前までに、同項第2号又は第3号に該当する場合には、その事由が生じたときに速やかに行わなければならない。

(任期)

第5条 副学部長の任期は、2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第1項第2号及び第3号の場合の後任の副学部長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 副学部長は再任されることができる。

(学部長が退任した場合)

第6条 副学部長は、当該副学部長を選任した学部長が退任した時は、学部長と同時に退任するものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、副学部長に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。